

市町への支援について<石川県>

石川県の支援内容の見直し(案)

①点検業務の受託 **対象の拡大**

■ 跨道橋(※NEXCOは除く)を、技術センターが受託し点検を実施

《従来》県管理道路を跨ぐ橋



《今後》跨道橋 (※NEXCOは除く)

→重要度が高く、点検が技術的に困難なため、一元的に技術センターで実施する

②技術支援 **市町負担の軽減**

■ 市町発注点検業務の診断時に、技術者の派遣(技術センターなど)

《従来》市町負担有り



《今後》市町負担無し (※原則3回程度)

→現場点検後に行う「健全性の診断」に対する技術的支援を実施する

③相談窓口の設置(県道路建設課)

④石川県版点検要領や点検歩掛りを提供